

第1章

計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨及び目的

我が国では、障害者基本法に基づき、障害のある人もない人も、互いに人格や個性を認め合いながら、共に生きる社会（共生社会）を実現することを目指し、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を定めた障害者基本計画を策定しています。

また、障害者基本法の理念にのっとり、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づいて、障害者及び障害児の福祉の増進を図るため、必要な障害福祉サービス等に係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行うことを規定した「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下、「基本指針」という。）を定めています。

近年では、国の法整備も進み、障害者差別解消法の改正により、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されたほか、医療的ケア児とその家族の日常生活及び社会生活を社会全体で支えていくための医療的ケア児等支援法、障害者による情報取得や利用、意思疎通に係る施策を推進していくための障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が制定されました。

これらの法律等を踏まえた考え方や施策は、令和5年度から令和9年度までを計画期間とする第5次障害者基本計画に反映されています。

また、北海道においても、国の計画を踏まえた「北海道障がい者基本計画」を策定しているほか、近年では、障害福祉の向上に当たり、介護が必要な人だけでなく、介護をする人への支援も必要との考えにより、北海道ケアラー支援条例に基づきケアラー支援推進計画が策定されました。

帯広市では、令和2年に策定した第三期帯広市障害者計画において、障害のあるなしにかかわらず、全ての市民が必要な配慮と支援ができる「人にやさしいまち、人がやさしいまち」の実現を目指し、総合的かつ計画的に施策を推進してきています。また、国の基本指針に基づき、障害福祉サービスを安定的に提供するため、3年ごとに帯広市障害福祉計画及び帯広市障害児福祉計画を策定しています。

これらの計画は、根拠法や所掌範囲、計画期間などが異なっていることから、これまで個別に策定していましたが、ともに共生社会の実現を目指していることから、今改定において、1つの計画に統合し、理念や計画期間の統一を図りました。

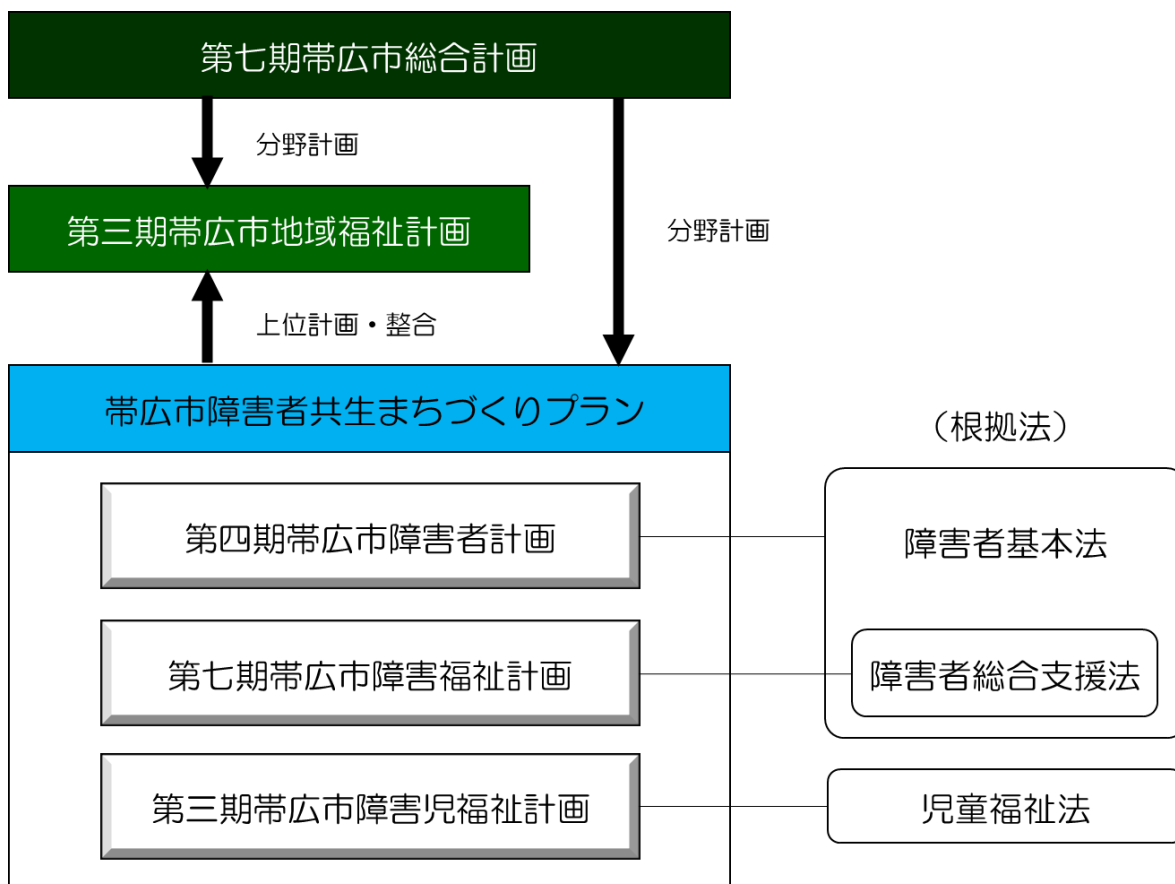
本計画は、障害のある人もない人もまちづくりに参加する姿をイメージし、名称を「帯広市障害者共生まちづくりプラン」として、社会環境の変化や取り組み状況等を踏まえながら、障害のある人に関する施策の推進や必要なサービス量の確保の方策を示すために策定します。

2 計画の位置付け

本プランは、本市の第四期障害者計画、第七期障害福祉計画及び第三期障害児福祉計画として位置づくものです。

第四期障害者計画は、障害者福祉に関する分野計画として、第七期帯広市総合計画に即して策定するほか、障害者基本法第 11 条第 3 項の規定に基づく基本的な計画として位置付けています。また、地域における障害者の福祉を含む、福祉の各分野に共通する事項を記載する第三期地域福祉計画と整合を図ります。

第七期障害福祉計画及び第三期障害児福祉計画は、障害者総合支援法第 88 条及び児童福祉法第 33 条の 20 に基づき、障害のある人や発達に不安のある児童の支援に必要とされる障害福祉サービスや障害児通所支援、相談支援及び地域生活支援事業などのサービス量を見込み、提供体制の確保の方策を示します。



3 計画の期間

国の基本指針ではこれまで、障害福祉計画及び障害児福祉計画について、報酬改定等の見直しに併せ、3年ごとに策定することを義務付けていたところですが、国の審議会では、3年ごとの改定スパンは、次期計画の策定に向けた確に評価・検証を行うことが難しいとの議論がなされていました。

こうしたことを踏まえ、令和5年5月に改正された基本指針では、国の報酬改定等に合わせ、3年ごとに策定することを基本としつつ、市町村において柔軟な期間設定を行うことが可能となりました。また、北海道においても、障がい者基本計画と障がい福祉計画を統合し、令和6年度から11年度までの6年間の計画とする考えが示されました。

上記を参考に、本プランの計画期間は、総合計画の期間の終期を踏まえ、令和6年度から令和11年度までの6年間とします。ただし、サービス等の見込量などについては、令和8年度に見直しを行います。

